

# 地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳	備 考
452,000 千円	社会保障財源化分 186,118 千円	引上げ分（17分の7）
	一般財源 265,882 千円	現行分（17分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	20,963	3,129		6,509	5,304	6,021
	保育所運営費	733,796	24,527		90,178	24,935	594,156
	放課後児童クラブ推進事業費	54,785	20,262		7,344	15,525	11,654
	子育て支援事業費	67,720	17,090			26,065	24,565
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	27,933	11,603		4,724	6,551	5,055
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	51,345	20,421		6,928	11,992	12,004
	心身障害者医療費助成	10,517				6,005	4,512
	乳児妊産婦医療費助成	10,654	4,432		1,592	1,903	2,727
	幼児・児童・高校生等医療費助成	72,422	4,426		2,516	36,027	29,453
	ひとり親家庭等医療費助成	16,192	6,425		3,338	3,558	2,871
	感染症予防事業費	61,395				32,579	28,816
	すこやか親子推進事業費	43,227	5,936		806	15,674	20,811
合計	1,170,949	118,251		123,935	186,118	742,645	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費